

平成27年第6回若狭町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月22日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 齊 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
教育委員会 事務局 上中病院 事務長心得	木下 忠幸	福祉課長	小堀 勝弘
建設課長	西川 英之	健康課長	高橋 久直
産業課長	谷口 壽	水道課長	北野 美喜雄
観光交流課長	森下 精彦	パレオ文化 課長心得	飛永 恭子
	泉原 功	歴史文化課長	永江 寿夫

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第66号 若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関

する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 67 号 若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について
- 日程第 4 議案第 68 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第 69 号 若狭町税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 70 号 若狭町立保育所条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 71 号 平成 27 年度若狭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 72 号 平成 27 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 73 号 平成 27 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 74 号 平成 27 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 75 号 平成 27 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 76 号 平成 27 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 77 号 若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 78 号 若狭町えびす荘の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 79 号 縄文の里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 80 号 伊良積休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 81 号 若狭町自然休養村経営管理所の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 82 号 若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 83 号 若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 84 号 若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 85 号 若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 86 号 体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 87 号 世久見うみべの家の指定管理者の指定について

- 日程第 2 4 議案第 8 8 号 小川休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 8 9 号 若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 9 0 号 若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 9 1 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 9 2 号 財産の処分について
- 日程第 2 9 請願第 4 号 高浜原発 3・4 号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願
- 日程第 3 0 議員の派遣について

(午前10時20分 開会)

○議長（清水利一君）

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い、議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（清水利一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番、原田進男君、7番、北原武道君を指名します。

～日程第2 議案第66号から日程第29 請願第4号～

○議長（清水利一君）

日程第2、議案第66号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」から日程第29、請願第4号「高浜原発3・4号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願」までの28件を一括議題とします。

それぞれの常任委員長から審査報告書が提出されました。

各常任委員長から審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会委員長、島津秀樹君。

○総務産業建設常任委員会委員長（島津秀樹君）

それでは、総務産業建設常任委員長の報告をさせていただきます。

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、平成27年第6回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案15件及び継続審査中の請願1件であります。

12月10日午前9時より、付託議案審査のため、委員全員出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

議案第66号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」は、平成28年1月1日からマイナンバー法に基づき地方公共団体の内部で、税や社会保障の分野で個人番号の利用が開始されることに伴い利用可能な事務を限定することを条例で定めるもので

あります。審査の過程における主な質疑では、条例で定める事務を掲載した別表の提出を求めました。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、マイナンバー法の施行に伴い、平成28年1月1日以降、住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止と、それに伴う印鑑条例の一部改正や介護保険条例の一部改正では、保険料の徴収猶予及び減免の申請書に添付する書類を不要とするものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、住基カードに印鑑登録証明機能が入っていたが、個人番号カードでも同じように使用できるのか。

答、住基カードに印鑑登録してあるものは、有効期限までは使える。個人番号カードに変えた場合、印鑑登録カードに移行する。

問、個人番号カードに印鑑証明の機能はつかないのか。

答、現在のところ考えていない。

問、個人番号カードには、どのぐらいの個人情報が入るのか。

答、現在のところ個人番号カードに付加機能として入る具体的な事例はない。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号「若狭町税条例等の一部改正について」は、町税等の徴収猶予に係る納付方法や申請手続に必要な書類や担保に関する規定の整備をするものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、担保の対象となるものが、先に別の原因で担保になっていた場合、公的なものは優先されるのか。

答、個々の状況によるが、公的なものが優先される。

問、猶予をするということは、滞納ではないのに、なぜ担保が必要なのか。

答、猶予をするのであって、納税義務がなくなるわけではなく、猶予をすることについて担保を求めるということである。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、田上

区の田上コミュニティセンター、三方区の健康増進施設ふるさと会館、朝霧区の朝霧あじさい会館、若葉区の若葉ふれあい会館、河内区のいこいの家明神荘、せせらぎ区の鯖街道伝承館の指定管理者にそれぞれの集落の区長を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第78号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、若狭町安賀里の若狭町えびす荘の指定管理者として有限会社彩石を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、管理料が半分になったと聞いたが。

答、今までは120万円であったが、建物が老朽化しており、耐用年数も残り少なく、考慮の上、半額の60万円にした。

問、老朽化してきたものは今後改修費がかさむが、廃棄する等を今後検討していかなければならないと思うが。

答、今後の改修は難しいと考える。2年ぐらいで検討していきたい。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」は、若狭町鳥浜にある縄文の里交流センターの指定管理者として、鳥浜区長を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号「伊良積休憩所の指定管理者の指定について」は、若狭町成出にある伊良積休憩所の指定管理者として、伊良積区長を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第81号「若狭町自然休養村経営管理所の指定管理者の指定について」は、岩屋区の岩屋経営管理所、向笠区の向笠経営管理所、田井野区の田井野経営管理所、海山区の海山経営管理所の指定管理者に、それぞれの集落の区長を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第84号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」は、若狭町市場にある若狭町勤労福祉会館の指定管理者として、わかさ東商工会を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第85号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」は、若狭町兼田にある若狭町新規就農支援施設の指定管理者として、特定非営利法人若狭物産協会を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、この場所には新規就農者の住宅もあるのか。

答、あります。家賃は月1万5,000円であります。

質疑が終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号「体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について」は、若狭町小川にある体験学習臨海休養施設の指定管理者として、小川養殖漁業生産組合を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」は、若狭町世久見にある世久見うみべの家の指定管理者として、世久見区区長を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号「小川休憩所の指定管理者の指定について」は、若狭町小川にある小川休憩所の指定管理者として、小川観光組合を指定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、若狭町鳥浜にある若狭町漁業体験施設の指定管理者として、鳥浜漁業協同組合を指定することについて

て議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

個々の指定管理についての議案が終了し、全般における以下の質疑がありました。

問、えびす荘以外で、指定管理料が変更になっているものはあるか。

答、教育厚生常任委員会に付託されている「いち福」も変更がある。

問、集落センターとして使用されている施設が区長を指定管理者としているが、財産の払い下げの時期についてどう考えているのか。

答、基本的に耐用年数が経った施設は、払い下げをしている。

次に、議案第91号「町道路線の認定について」は、若狭町藤井の明倫保育所に接続する道路を町道東部293号として認定することについて議会の議決を求めるものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査中となっています請願第4号「高浜原発3・4号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願」についてであります。質疑を省略し、各委員に意見を求めました。

主な意見は、

- ・高浜町長の再稼働同意があった中で、住民説明会は必要ではないかと思う。
- ・住民説明会を行い、住民の意見を聞く場が必要。
- ・パンフレットが全戸配付されるのに伴い、避難計画を説明したほうが良いと思う。
- ・町長は準立地の会長であり、慎重な立場であると思うが、安全対策と避難計画の説明だけを行ったら良いと思う。

以上のような意見があり、採決の結果、委員全員の賛成をもって、本請願は採択すべきものと決定をいたしました。

以上をもって、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（清水利一君）

次に、教育厚生常任委員会委員長、今井富雄君。

○教育厚生常任委員会委員長（今井富雄君）

それでは、教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る12月3日、平成27年第6回若狭町議会定例会において教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第67号「若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定につ

いて」、議案第70号「若狭町立保育所条例の一部改正について」、議案第82号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設指定管理者の指定について」、議案第83号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」、議案第90号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理者の指定について」及び議案第92号「財産の処分について」の6議案であります。

これらの議案審査のため、12月11日、委員全員の出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、中村総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

付託議案6件のうち、議案第70号「若狭町立保育所条例の一部改正について」、議案第83号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」、及び町立明倫保育所の保育業務を社会福祉法人明倫福祉会に移管することによる、議案第92号「財産の処分について」の3件の審査では特筆すべき質疑はありませんでしたので、その報告は省略し、残り3件の審査過程における主な経過を報告いたします。

まず、議案第67号「若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について」は、若狭町井崎に環境保全型産業学習施設を設置することに伴い、条例の制定を必要とするものであります。

この議案審査における主な経過を申し上げます。

問、地域産業の担い手の育成、学校教育の充実という目的のもと、若狭町から一人でも多くの人材を輩出するために、担当者を付けて取り組むという意気込みはあるのか。

答、この施設は、三十三公民館という性質もあるが、人材育成という面でも積極的に活用していきたい。

問、条例第4条に掲げる事業に対し、誰が担当するのかが記載されていないが。

答、現在、専門職はいないが、木質バイオマス研究に関しては、三方中学校1年生によるバイオマスツアーを開催。林業体験等については三十三地区で自然学習等をされている団体の協力を得ながら、事業の内容に即した活用をさせていただく。

問、この事業には、もんじゅの交付金を使っているが、もんじゅについては今現在、廃炉や組織編成などの問題が取り沙汰されており、補助金を使ったことにより若狭町の立場に影響しないのか。

答、この交付金は、それまで対象外であった準立地へのもんじゅ交付金をほかの準立地と力を合わせ、交付金獲得の運動を展開し実現した。この交付金は制度にのっとりながら交付されたものであり、もんじゅ事業の推進とは別の話である。

問、もんじゅの交付金は1回限りか。

答、今のところ1回限りである。廃炉に関しては別枠の話になるが、その場合は全て県に入り、新幹線予算に回されることも考えられる。立地・準立地ではなく広域として対処してもらわなければならないと考えている。

次に、議案第82号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設指定管理者の指定について」の審査経過を申し上げます。

問、居宅介護等で滋賀県ナンバーの車の出入りがあり、その背景には若狭町の社協にはノウハウがないからと聞いているが。

答、居宅介護については町内事業所で全て対応をしなければならないということではなく、県外であっても利便性の良い事業所を選択できる制度になっている。

次に、議案第90号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理者の指定について」の審査過程を申し上げます。

問、指定管理については審議委員会を開催していると思うが、施設使用受益者負担60万円以上についてどのような過程であったのか。

答、審議委員会は7名で構成している。それまでの受益者負担は120万円であったが、審議委員会では置かれている現況を理由に60万円以上を提案し決定した。

この決定内容をもとに公募し、審議委員会席上での応募者への質疑を考慮して選考したという経緯である。

問、他の事例からすると、受益者から回収する負担金以上に、町の費用で改修しており、今後も負の財産を引っ張っていかねばならなくなる。ここで一度、営業に関わる全ての指定管理事業に見直しをしなければいけない。その結論を出していただくことを希望する。

答、今言われた施設は幾つかある。以前にもある議員から民間へ譲渡してはどうかという話があったが、理事者としても職員としても、今の御意見と一緒の思いである。施設の底地の問題もあるが、委員の皆様の了解がいただけるなら進めたい。

意見、方向性として、今後行政側からこのことに対する議案上程があれば検討していく。

以上、6議案について審査した結果、付託されました全ての議案について、討論はなく、委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しましたことを申し上げ、教育厚生常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（清水利一君）

次に、予算決算常任委員会委員長、原田進男君。

○予算決算常任委員会委員長（原田進男君）

予算決算常任委員会の補正予算審査報告をいたします。

去る12月3日、平成27年第6回若狭町議会定例会において、予算決算常任委員会に付託されました議案は、議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」から議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」までの6議案であります。

これら議案審査のため、12月14日、委員全員の出席のもと、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,069万8,000円を追加し、予算の総額を108億5,390万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、

総務費では、一般管理費の職員人件費に2,132万4,000円、地域資源活用推進人材育成事業に1,100万円、税務総務費の職員人件費に626万6,000円、住民基本台帳ネットワークシステム事業に199万6,000円、選挙管理委員会費に200万円など合わせて4,442万3,000円が計上されています。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金事業に1,433万円、地域生活支援費事業に277万9,000円、保育所総務費の人員費に336万1,000円など合わせて2,173万7,000円が計上されています。

衛生費では、保健衛生総務費の人員費に632万6,000円、清掃総務費の人員費に735万2,000円など合わせて1,385万3,000円が計上されています。

農林水産業費では、農業総務費の人員費に301万円、新規就農者支援事業に500万円、環境保全型農業直接支払対策事業に200万3,000円、経営体育成支援事業に453万4,000円など合わせて1,639万1,000円が計上されています。

商工費では、商工総務費の人員費が132万4,000円の減額、道の駅「若狭熊川宿」改修事業に3,500万円を計上するなど合わせて3,342万7,000円が計上されています。

土木費では、土木管理費の人員費が2,273万円の減額、三方PAスマートIC整備事業の人員費が122万4,000円の減額など合わせて2,463万3,000円の減額となっております。

教育費では、給食センター費の人員費が642万円の減額、小学校費、学校管理費の人員費が464万4,000円の増額、文化財保護費の人員費が549万円の減額、図

書館費の人件費が634万6,000円の減額、縄文博物館費の人件費が582万2,000円の減額など合わせて1,799万6,000円の減額となっております。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費に4,370万6,000円を計上されています。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務関連費では、

問、議会事務局が27年より1名減となっている。議会が弱体化すると町政の弱体化にもつながる。どう考えを持っているのか。

答、議長にも要請を受けている。前向きな対応をさせていただく。

観光交流課関連では、

問、道の駅「三方五湖」のイルミネーションは、道の駅も5時になると営業が終わり、観光客は宿へ向かう。そのような中で、費用対効果を考えないといけない。

答、観光業者がよく通るので景気付け、活性化として実施させていただいている。意見を参考に来年につなげていきたい。

問、大型誘導看板設置場所で保坂交差点より国道161号の分岐点の手前に設置するほうが効果があるのでは。

答、保坂交差点に必要であることを県から申し入れがあったという経過がある。

問、道の駅「熊川宿」の食堂の売り上げと物販の売り上げのバランスはどうか。

答、金額で申し上げると物販が5,000万円、食堂が2,700万円。

税務住民課関連では、

問、マイナンバーカード発行業務の件で、上中庁舎と三方庁舎に1人ずつ人員を配置するというが、兼務はできないのか。

答、この補助金については賃金に充てるのがメインである。

教育委員会関連では、

問、将来、上中の各小学校の給食も給食センターで作るのか。

答、給食センターの処理能力と見合わせ、生徒数も減ってくるものが考えられるので、検討していきたい。

以上、審査の過程の概要を申し上げましたが、議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」については、討論はなく、委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,182万7,000円を減額し、予算

の総額を21億1,829万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が1,271万3,000円の減額、国庫支出金が2,114万3,000円の増額、療養給付費等交付金が2,767万2,000円の減額、前期高齢者交付金が2,300万3,000円の減額、県支出金が456万4,000円の増額、繰入金が1,433万円の増額。

歳出の主なものは、保険給付費が1,663万4,000円の増額、諸支出金が3,670万7,000円の減額。

次に、議案第73号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算の総額に307万5,000円を追加し、予算の総額を19億2,812万6,000円とするものであります。

介護保険事業勘定において、歳入では、国庫支出金が467万9,000円の増額、県支出金が262万4,000円の減額、繰入金が102万円の増額。

歳出の主なものは、総務費が114万2,000円の増額、地域支援事業費が231万7,000円の増額などであります。

次に、議案第74号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」では、歳出の簡易水道事業費における予算の組み替えによるものであります。

次に、議案第75号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算の総額から744万4,000円を減額し、予算の総額を5億5,265万5,000円とするものであります。

歳入では繰入金、歳出では公共下水道事業費について、それぞれ744万4,000円の減額。

次に、議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」では、やすらぎセンター改修等に係る経費3,963万6,000円を計上するもので、建設改良積立金取崩などとしております。

それでは、特別会計及び企業会計予算審査における主な質疑を申し上げます。

議案第72号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」では、問、今後の若狭町の人口推移を検討している部署はあるのか。

答、政策ヒアリングを行っており、母子手帳の発行で大体のデータがわかる。平成27年は100人を切るのではないかと危惧している。

質疑を終わり、討論なしと認め、採決の結果、委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」で

は、

問、上中病院の介護療養病床は、この給付金を使っているのではないか。

答、この会計には影響していない。上中病院は医療型が12床、介護型が24床である。現在入所されている方については順次、他施設への移動をされていると思うが、介護型から医療型へ変更になった場合、介護保険会計には影響しない。

問、上中病院の療養病棟は介護保険の適用なのか。

答、療養病棟36床のうち、24床が介護保険適用で12床が医療保険適用となる。

質疑を終わり、討論なしと認め、採決の結果、委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第75号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、特筆すべき質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」では、

問、社協がパレアでもデイサービスを行っている。町が絡む2つの事業をどのような実施の仕方、考え方をしているのか。

答、介護保険制度改正により要介護3以上の方しか施設に入所ができなくなったので、要介護1・2の方、要支援1・2の方を対象としたリハビリ施設が嶺南には余りないため、通所してもらいながら機能回復を行ってもらう。自宅で自立した生活ができるようにリハビリ専門スタッフがリハビリを行う。それと併せて訪問看護ステーションから、看護師だけではなく訪問リハビリのスタッフを常駐させ家庭でもリハビリを行う。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上のとおり、予算決算常任委員会の補正予算審査報告を申し上げ、委員長報告いたします。

○議長（清水利一君）

以上で委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第66号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第66号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第66号「若狭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第67号「若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第67号「若狭町環境保全型産業学習施設条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第68号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第68号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「若狭町税条例等の一部改正について」に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第69号「若狭町税条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第69号「若狭町税条例等の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「若狭町立保育所条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第70号「若狭町立保育所条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第70号「若狭町立保育所条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第71号「平成27年度若狭町一般会計補正予算(第5号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第72号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第72号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第73号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第73号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第74号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第74号「平成27年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第75号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第75号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第76号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」に

対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第77号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第77号「若狭町コミュニティセンターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第78号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第78号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第79号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第79号「縄文の里交流センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「伊良積休憩所の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第80号「伊良積休憩所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第80号「伊良積休憩所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号「若狭町自然休養村経営管理所の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第81号「若狭町自然休養村経営管理所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成

の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第 8 1 号「若狭町自然休養村経営管理所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 2 号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 8 2 号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第 8 2 号「若狭町地域福祉センター及び若狭町介護予防拠点施設指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 8 3 号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第 8 3 号「若狭町国民健康保険三方診療所歯科施設

の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第84号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第84号「若狭町勤労福祉会館の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第85号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第85号「若狭町新規就農支援施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号「体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第86号「体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第86号「体験学習臨海休養施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第87号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(清水利一君)

起立全員です。したがって、議案第87号「世久見うみべの家の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号「小川休憩所の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(清水利一君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 88 号「小川休憩所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第 88 号「小川休憩所の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 89 号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第 89 号「若狭町漁業体験施設の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 90 号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第90号「若狭町かみなか農村運動公園センターハウスの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号「町道路線の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第91号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第91号「町道路線の認定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号「財産の処分について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第92号「財産の処分について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、議案第92号「財産の処分については、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、請願第4号「高浜原発3・4号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。請願第4号「高浜原発3・4号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清水利一君）

起立全員です。したがって、請願第4号「高浜原発3・4号機の安全対策と避難計画に関する町民説明会を求める請願」は、採択することに決定しました。

～日程第30 議員の派遣について～

○議長（清水利一君）

次に、日程第30、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、平成27年第6回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、今月3日開会以来、本日までの20日間にわたり、条例の制定及び一部改正並びに平成27年度各会計の補正予算など重要議案につきまして、本会議をはじめ、各常任委員会において終始熱心に御審議を賜り、それぞれ適切な御決定をいただき、無事閉会の運びとなりました。

理事者におかれましては、今定例会で可決されました諸議案につきましては、適切に執行していただき、さらなる住民福祉の向上につなげていただきますようお願いいたします。

終わりに、今定例会の議員、理事者各位の御協力に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

ますとともに、今年も残すところ10日足らずとなり、何かと気ぜわしい時季となりましたが、皆様方には健康に十分御留意をいただき、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今年3日の開会以来、本日まで20日間にわたり、条例の制定や一部改正、平成27年度若狭町一般会計、特別会計、企業会計の補正予算など、数多くの重要な案件について御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対しまして、本会議並びに各常任委員会において御熱心に御審議をいただき、それぞれ妥当なる御決議を賜り、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

本定例会におきまして議員の皆さんからいただきました御意見、御指導につきましては、十分留意して今後の町政運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、今年には町制施行11年目として、新たな一步を踏み出す年でありました。地方創生元年と位置付けられる年にもなりました。そのような中、町では、地方創生の柱となる若狭町総合戦略を策定させていただきました。今後は、この戦略に基づき、次世代の定住人口の増加、交流人口の拡大に向けまして、取り組みをさらに充実させてまいりたいと考えております。

そして、来年3月11日から13日にかけて、全国の地方創生事業のモデルともなります国際シンポジウムや食フェアなどのイベントを、今年日本遺産に認定された鯖街道、熊川宿と関連して開催をさせていただきます。これを契機に、若狭町の魅力を町内外に、また世界に大きくアピールをしてまいりたいと考えております。

また、来年2月13日になりますが、昨年に引き続きまして、若狭町ゆかりの大相撲力士、勢関をパレオ若狭にお迎えをして住民の皆さんとの交流会を開催させていただきます。どうぞ、議員の皆さんも御参加をお願い申し上げたいと思います。

本当に月日の過ぎるのは早いものでございまして、今年も残すところ、後1週間余りとなりました。今年、町内では大きな災害もなく、比較的穏やかな1年であったと思っております。

新しく迎える平成28年も、本年同様に穏やかな年になることを祈っておるところであります。また、希望と活気に満ちた年になることも併せまして願っているところであ

ります。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、輝かしい新春を御家族お揃いで御健勝にてお迎えいただきますよう御祈念を申し上げます、閉会の御挨拶といたします。本当にお世話になりありがとうございました。

(午前11時33分 散会)

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員